五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	変更前
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等	航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等
（略）	（略）
滑走路灯 / 発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光 / 航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ / 滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル	滑走路灯 / 白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光 / 航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ / 滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
（略）	（略）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

官報サービスセンターの変更の公表について

令和８年２月26日　　内閣総理大臣　高市　早苗

官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第28条第６項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和７年１月７日付け官報号外第２号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和８年３月１日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表について（令和６年12月16日（令和８年１月３日変更））の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

改正後	改正前
官報サービスセンターの公表について	官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日（令和８年３月１日変更）　内閣総理大臣　石破　茂	令和６年12月16日（令和８年１月３日変更）　内閣総理大臣　石破　茂
官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第14条第１項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和７年４月１日以降、以下の者に委託することとしたので、同条第２項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第26条第３項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービスセンターと称する。	［同左］
名称又は氏名 / 担当区域 / 事務所の所在地 / 事業時間 / 休業日 / 電話番号	名称又は氏名 / 担当区域 / 事務所の所在地 / 事業時間 / 休業日 / 電話番号
北海道官書普及株式会社 / 北海道 / 札幌市中央区大通西11―４―23　大通パークビル１階 / ９：00～17：00 / 土・日・祝日及び12／29～１／３ / 011―231―0975	北海道官書普及株式会社 / 北海道 / 札幌市中央区大通西11―４―23　大通パークビル１階 / ９：00～17：30 / 土・日・祝日及び12／29～１／３ / 011―231―0975
［略］	［同左］
（備考）　［略］	（備考）　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	